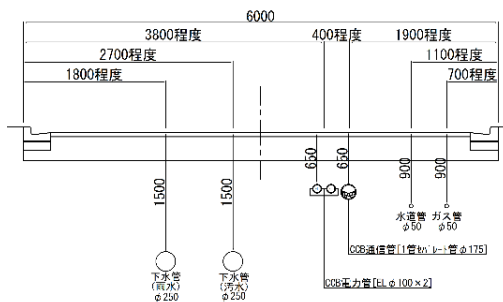
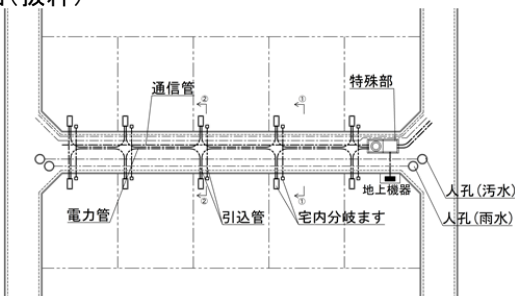


①開発行為における無電柱化の技術的指針

実施例



掲載図(抜粋)



【掲載内容】

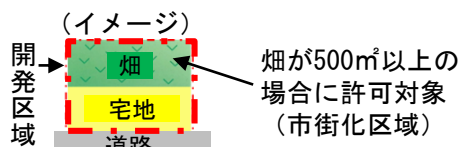
- I. 無電柱化に関する法令等
- II. 開発行為における電線類地中化の主な方式について
- III. 地上設備の配置例
- IV. 関係機関との協議フロー など

②生産緑地「2022年問題」への対応

◆「質の変更」のみに係る開発許可面積の引き下げ

	市街化区域	市街化調整区域
現行	3,000㎡以上	500㎡以上
改定	500㎡以上	すべて

開発区域の一部分に農地等が存する場合の取扱いについて

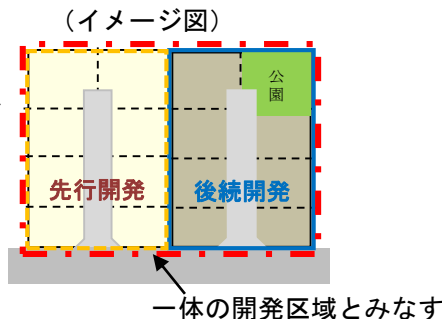


③開発区域の取り方に係る規定の見直し

- ◆土地所有者の同一性に係る規定を廃止
- ◆隣接する土地の開発事業者等の関連性に係る規定を新設

先行開発区域に隣接して行われる後続の開発行為の申請が、先行開発の事業中または完了公告後1年以内の場合で、以下のいずれかにあたるものは一体の開発区域とみなす。

- ・申請者(法人においては、役員)が同じまたは一部重複
- ・設計者または設計会社が同じ
- ・工事施行者が同じ
- ・土地所有者が同じまたは一部重複



④経過措置について

- ◆令和2年3月31日までに事前協議を開始し、令和2年9月30日までに申請が受け付けられたものは、従前の基準を適用する。

R2. 1. 30
(公表)

R2. 4. 1
(施行)

R2. 9. 30
(経過措置終了)

周知期間
2ヶ月

経過措置 6ヶ月